

# 陳 情 文 書 表

令和3年9月1日提出

番 号	令和3年 陳情第9号
件 名	図書館司書を正職員とするよう求める陳情
陳情の趣旨	<p>図書館法等により、図書館には司書等の人材を確保するよう規定されています。</p> <p>司書の役割は、図書の貸し出し・返却のほか、レファレンス（調査研究）サービス、初めて図書館に来た人のための利用案内、リクエストを受ける、調べ物の手伝い、OPAC（自動検索機）の使い方、ホームページの見方、辞書の引き方等々に渡ります。</p> <p>本を選ぶ、調べる事例の記録と蓄積、本を探しやすい書架にするなど、見えないところで努力する地味な仕事ですが、現状の図書館サービスの枠にとらわれず、新しいことにチャレンジしなければ町民のニーズに応えることはできません。</p> <p>町の施設で町民に最も活用・利用されているのは「図書館」であり、継続的な仕事をするためには図書館司書は会計年度任用職員ではなく正職員とすべきです。</p> <p>これまでも、町に対してホットボイスなどで図書館司書を正職員とするよう何度も訴えてきましたが、期待した回答をいただけないことから、議会からも働きかけるよう陳情します。</p>
陳情者の住所氏名	芽室町東めむろ3条南1丁目4-11 島田 繁明
受付年月日	令和3年6月28日
備考	